

緑地維持管理に関する要求水準書

1 一般事項

(1) 適用範囲

この要求水準書は、北九州港響灘東地区響灘南緑地魅力向上事業における公共還元の対象とする維持管理区域に適用する。

(2) 緑地維持管理の内容

緑地維持管理の内容は、以下のとおりとする。

- ・緑地内の清掃・点検
- ・草刈、樹木の剪定

※管理区域は、事業区域拡大図（下右図）に示す事業区域②とする

ただし、事業区域①に植樹等する場合には、同様の管理を行うこととする。

※点検対象は、設備リストとする。（別表参照）



(3) 緑地維持管理の期間

緑地維持管理の開始時期は、事業用定期借地権設定契約に規定する土地貸付期間とし、詳細については、本市担当者と協議すること。

2 緑地維持管理

(1) 緑地内清掃・点検

事業用定期借地権設定契約書（以下、契約書）に定める事業区域②において、良好な環境衛生が維持された状態とすることを心掛け、安全かつ快適な空間を保つため、緑地内清掃及び点検を実施すること。

清掃及び点検に必要な資機材等は事業者が用意すること。

【管理内容】

- ・緑地内のごみ等の清掃は適切な方法で行うこと。緑地内を巡回し、ごみ等を残置しないようにすること。

- ・清掃作業により発生した廃棄物は分別し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係諸規定に従い適切に処理すること。
- ・緑地利用者に快適な環境を提供するため、環境衛生の維持、美化に努めること。
- ・緑地内の施設等の目視点検を行い、破損等を発見した場合、必要な安全対策を行うとともに、速やかに本市担当者へ連絡すること。

(2) 草刈、樹木の剪定

事業区域(2)において、良好な緑地環境が維持された状態とすることを心掛け、草刈、樹木の剪定などの維持管理を実施すること。

作業を行う際には、周囲の状況を確認しながら、安全に配慮すること。

草刈、樹木の剪定に必要な資機材等は事業者が用意すること。

【管理内容】

- ・草刈は既存樹木や地被類、工作物を損傷しないように注意し、刈りむらや刈り残しがないようにすること。
- ・草刈作業を行う際は、周囲や作業員に事故等の生じないよう対策を講じ、安全管理を適切に行うこと。
- ・草刈、樹木の剪定後の集積・投棄は速やかに行い、飛散防止に十分配慮するとともに、発生した廃棄物等は関係法令を遵守し、適切に処理すること。

3 管理水準

項 目	管理水準
(1)緑地内清掃・点検	ごみ確認等、緑地内の巡回は1日1回以上実施すること。 緑地内でのイベント活動など、使用に応じた維持管理の方法を提案すること。 梅雨前には緑地周辺の側溝を確認し、枯葉等が堆積している場合は回収すること。
(2)草刈、樹木の剪定	草刈は年1回以上、樹木の剪定は、適宜実施すること。 緑地内でのイベント活動など、使用に応じた維持管理の方法を提案すること。

4 その他

緑地維持管理状況について、毎月の維持管理報告書(任意様式)を作成し、翌月の10日までに提出すること。

緑地維持管理状況について、本市が求める場合は現地調査に協力すること。本市から現地調査時に質疑及び指示があった場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

本要求書に定めのない事項が発生したときは、本市と協議のうえ、その指示に従うこと。

【別表】 設備リスト

施設分類	設備名称	単位	数量
雨水排水設備	集水枿	基	3
付帯設備	手摺A (H=0.8m)	m	27
	手摺B (H=0.8m)	m	11
	手摺C (H=0.8m)	m	11
	手摺D (H=0.8m)	m	27
	横断防止柵(H=0.8m)	m	167
	防護柵(H=1.1m)	m	50
	パーゴラ	基	1
	ベンチA (片側 R)	基	2
	ベンチB (両側 R)	基	2
	ベンチC (御影石)	基	4
	スツール(御影石)	基	8
受電設備	ポンプ制御盤	基	1
	分電盤	基	1

【参考】 樹木の本数、草刈面積

樹木分類	樹木名	単位	数量
高木	スダジイ	本	15
	マテバシイ	本	11
	クロガネモチ	本	14
	シラカシ	本	5
	ヤマモモ	本	13
	エノキ(大)	本	1
	エノキ	本	17
	クヌギ	本	11
	ネムノキ	本	7
	コナラ	本	18
	ムクノキ	本	13
中低木	シャリンバイ	本	435
	ヤマハギ	本	2,645
	ナワシログミ	本	1,020
	ナツツタ	本	140
草刈		m ²	4,300

※樹木の本数は、緑地工事竣工時のもの

※草刈面積は現地の繁茂状況をもとに推算したもの